



グリーン調達ガイドライン

制 定	2025年7月1日
適用実施	2025年7月1日
第 版改訂	年 月 日

SHINKAWA Series

ヤマハロボティクス株式会社

目次

1. はじめに
2. ヤマハ発動機グループの環境活動
 - 2.1 地球環境に関する考え方
 - 2.2 環境活動
3. お取引先へのお願い事項
 - 3.1 気候変動の取り組み
 - 3.2 資源循環の取り組み
 - 3.3 生物多様性の取り組み
 - 3.4 環境マネジメントシステムの構築と運営
 - 3.5 環境負荷物質（製品含有化学物質）の管理
 - 3.6 環境教育と環境コミュニケーション
 - 3.7 お取引先の皆様へのその他のお願い事項

1. はじめに

ヤマハ発動機グループは、1990年代初頭、『地球環境重視の経営』を打ち出し、1991年には、『地球環境方針』を制定し、以来、環境を経営の重要な柱と認識し、現在も環境活動に積極的に取り組んでおります。

昨今は、E S Gが企業の価値に大きな影響を与えるようになり、環境（E）は、E S Gの重要な取り組み項目となっております。併せて最近の環境動向をみると、環境負荷物質に関する規制が各国・各地域で次々と制定されています。グローバルに活動を展開するヤマハ発動機グループでは、各国・各地域の環境負荷物質規制を遵守するため、環境負荷物質の管理を徹底しております。

環境負荷物質の管理活動をはじめ、温暖化防止、循環型社会の形成、水リスクへの対応、生物多様性活動など、環境活動は何れをとっても、地球規模の課題であり、私どもと価値観を共有いただけるお取引先の皆様と一体となる環境活動の推進なくしては、持続可能な社会の実現はありません。

お取引先の皆様におかれましても、ヤマハ発動機グループの環境への考え方や取り組みを理解いただき、本ガイドラインに基づき、積極的な環境活動の推進をお願い致します。

ヤマハロボティクス株式会社
コーポレート本部長
木村 岳志

2. ヤマハ発動機グループの環境活動

2.1 地球環境に関する考え方

◆ ヤマハロボティクス株式会社は環境活動を進めるにあたり、ヤマハ発動機グループの企業理念及びサステナビリティ基本方針に基づいた活動を推進します。

<経営理念（抜粋）>

＝社会的責任のグローバルな遂行＝

私たちは、世界的な視野と基準で行動しなければならない。

地球環境や社会との調和に努め、公正で誠実な事業活動を通じて、社会的責任を果たす企業でなければならない。

<サステナビリティ基本方針（抜粋）>

ヤマハ発動機グループは、「感動創造企業」を企業目的に、社会や地球環境との調和を図りながら、製品やサービスを通じて世界の人々に喜びや驚き、高揚感、そして豊かさや幸福感を提供し続けていくことを目指しています。これを実現するために私たちは、人と人とのつながりから生まれる共感を新しい価値を生む原動力とし、適正な企業統治の下、社会から信頼される企業として、革新的で多様な製品やサービスを通じ、ヤマハらしい形で社会の課題解決と持続的発展に貢献していきます。

お取引先の皆様におかれましても、この方針を支持し、それに基づいて行動することを要請します。

- ・ 私たちは、国際ルール・法令を遵守するとともに腐敗防止に取り組み、公正・誠実に業務を遂行します。
- ・ 私たちは、人権を尊重し、差別をせず、いかなる形であれ児童労働・強制労働は行いません。
- ・ 私たちは、ステークホルダーとの関係を大切にし、適時かつ適正な情報開示を行います。

＝地球環境（抜粋）＝

地球温暖化防止に向けた技術開発を進め、環境負荷の最小化に努めます。また、生物多様性の保全とその持続可能な利用に取り組みます。

2.2 環境活動

◆ ヤマハ発動機グループは、グループの環境長期目標「環境計画2050」を設定しグローバル視点で環境保全と生物多様性に取り組んでいます。

気候変動、資源循環、生物多様性を重点取り組み分野として、CO₂排出量の削減や資源利用の削減をめざします。また、法令遵守や化学物質管理などマネジメント分野の取組みも推進していきます。

(取り組み分野)	(取り組み項目)
低炭素社会	製品から排出される CO ₂ を削減 次世代モビリティの開発推進と普及推進 生産活動で排出される CO ₂ を削減 物流活動で排出される CO ₂ を削減
循環型社会	再生可能な資源活用による新規資源利用の削減 生産活動における廃棄物の低減 生産活動における水使用量の低減 物流活動における梱包資材の低減
自然共生社会	製品を使用するフィールド（陸・海・空）を守る活動 陸上／海洋の生態系保護の取り組み 各国・各地域の環境課題解決に貢献する活動
マネジメント	環境法令遵守と製品化学物質管理の強化 各国・各地域の大気汚染改善への貢献 生産活動における VOC 排出の低減 サプライヤーと連携した環境活動の推進 グローバルで環境教育による環境保全意識の啓発

3. お取引先へのお願い事項

お取引先の皆様におかれましては、当社の環境活動を理解し、それに基づいた活動をお願い致します。

3.1 気候変動の取り組み

ヤマハ発動機グループでは温室効果ガス排出量削減を環境の重要取り組み項目として掲げています。温室効果ガス排出量削減にはライフサイクル全体で、取り組むことが大切であると考えています。お取引先の皆様におかれましても、事業活動全体で温室効果ガス排出量削減のための活動推進をお願い致します。

- 1) 納入品の全ライフサイクル（製造、輸送工程など）について
使用エネルギーの低減
- 2) 納入品そのものの消費エネルギー効率の改善
- 3) 再生可能エネルギーの積極的な活用

3.2 資源循環の取り組み

a) ヤマハ発動機グループは、限りある資源を有効に利用し、循環型社会を形成することが、持続可能な社会の実現に不可欠と考えています。お取引先の皆様におかれましても、投入する資源を最小化する取り組みをお願い致します。

- 1) 省資源化への配慮
 - ・天然資源の使用量削減
 - ・包装材料の削減
 - ・製造時における投入資源と排出物削減及び廃棄物の低減
- 2) 再使用可能性への配慮（再使用容易化、長寿命化など）
- 3) リサイクル可能性への配慮（材料リサイクル、熱回収リサイクルなど）
- 4) 処理・処分容易性への配慮（分解性／破碎処理容易化など）

b) 地球環境の変化にともない、世界の各地で渇水や洪水が頻繁に発生するようになり、一度発生すると、その被害はより深刻になっています。ヤマハ発動機グループでは各国各地域の水リスクを考慮して、リスクに応じた水使用量削減の活動を推進しています。お取引先の皆様におかれましても、各国、各地域、立地を考慮した水リスクへの対応をお願い致します。

- 1) 取水量を最小限とする節水活動、再利用技術の活用
- 2) 立地ごとによる水リスクの把握とリスクに応じた取り組み

3.3 生物多様性の取り組み

◆ ヤマハ発動機グループでは、自然環境を豊かにするために欠かすことのできない重要な取り組み事項の一つとして、生物多様性を守ることを掲げています。弊社では、“生物多様性基本取り組み姿勢”の下、環境保護活動を積極的に行っております。お取引先の皆様におかれましても、積極的な活動をお願い致します。

- 1) 企業活動が与える生物多様性への影響の把握と最小化への取り組み
- 2) 地球環境との調和に配慮した自然を守り、育む活動の推進

3.4 環境マネジメントシステムの構築と運営

◆ ヤマハ発動機グループは環境マネジメント体制を構築し、環境活動を組織的、かつ効率的に推進しています。お取引先の皆様におかれましても環境マネジメント体制を構築し、運営をお願い致します。

具体的には、下記1)～3)のいずれかを満たすようお願い致します。

- 1) ISO14001の認証取得による環境マネジメントシステムの構築
- 2) 環境省「エコアクション21」認証・登録による環境マネジメントシステムの構築

※日本国内のみ

- 3) 上記以外の場合には、以下の①～⑤を満たす取り組み
 - ① 「環境方針」、「環境目標及び目標達成のための実行計画」の策定
 - ② 環境管理責任者、組織等の設置と適切な環境管理活動の推進

- ③ 環境法規則の遵守
- ④ 以下、環境への積極的な取り組み
 - ・事業のリスクと機会の把握と優先順位の高い環境活動への積極的な取り組み
 - ・ヤマハ発動機グループ「環境計画2050」に対応する活動への取り組み
- ⑤ 環境に関する緊急事態への対応方法の明確化

3.5 環境負荷物質（製品含有化学物質）の管理

◆ 昨今、環境負荷物質に関する規制が各国、各地域で次々と制定されています。グローバルに活動を展開するヤマハ発動機グループでは、各国、各地域の環境負荷物質規制を遵守するために管理を徹底しております。お取引先の皆様におかれましても、環境負荷物質の管理の徹底をお願い致します。

具体的には、付属書A_新川環境負荷物質管理基準リストに沿った管理をお願い致します。

3.6 環境教育と環境コミュニケーション

◆ お取引先の皆様には環境教育と環境コミュニケーションの活動への取り組みもお願い致します。

3.7 お取引先の皆様へのその他のお願い事項

◆ お取引先の皆様における環境活動への取り組み状況につきまして、調査を実施させて頂くことがあります。ご協力をお願い致します。

改訂履歴

改訂番号	年月日	理由・内容
第 1 版	2025 年 7 月 1 日	会社統合により、旧社 2022 年 11 月 1 日版を第 1 版として制定

< 本ガイドライン全般に 関するお問い合わせ先 >

ヤマハロボティクス株式会社

西東京事業所

環境委員会事務局

e - mail : skw_env_sec@yamaha-robotics.com